

名義変更のお手続きに関するご案内

平素は、弊社の各種サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
名義変更のお手続きに関する書類及びご案内を送付させていただきます。
ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- 局番なしの「116」
 - 携帯電話、またはNTT東日本エリアからは 0800-2000116
 - 【受付時間：午前9時～午後5時（土日・年末年始12月29日～1月3日を除く）】
- お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください

目次（左上ページ番号）

- P.1 名義変更のお手続きに関するご案内
- P.2 ご準備・ご同封いただく書類について
- P.3 必要書類台紙
- P.4-5 留意事項1～2

必ずお読みいただき、記入例を参考のうえ、最後のページの名義変更申込書と同封書類（P.2、3参照）を一緒にご郵送をお願いいたします

※「光コラボレーション事業者」様のサービスをご利用の場合は、弊社ではお手続きを行うことができません。
ご契約中の「光コラボレーション事業者」様にお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

お手続きの種別と内容

① 譲渡	内容	電話加入権等を第三者に譲り渡す場合
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ● AさんからBさんへの名義の変更 ● 妻（健在）から夫や子への名義の変更（相続を除く） ● 相続権がない方への遺言（遺贈）による名義の変更 ● 個人名から会社名、または会社名から個人名への名義の変更 ● A株式会社からB株式会社への名義の変更
	ご記入いただく申請書類	名義変更申込書（譲渡）
	ご準備・ご同封いただく必要書類	次ページをご確認ください
	手数料	1 契約ならびに 1 利用権ごとに880円（税込）
② 承継	内容	ご契約者さまの死亡等による相続や、法人の合併などに伴い、権利を受け継ぐ場合
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者死亡による相続人への名義の変更（契約者死亡→子ども等） ● 会社の合併による名義の変更（吸収合併・設立合併） ● 会社分割に伴う名義の変更
	ご記入いただく申請書類	名義変更申込書（承継）
	ご準備・ご同封いただく必要書類	次ページをご確認ください
	手数料	0円
③ 改称	内容	ご契約者さまの氏名又は商号等の変更に伴い、名義を変更する場合
	具体例	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚等により氏名を変更した場合 ● 会社の商号を変更した場合（〇〇銀行⇒△△銀行 等） ● 会社の組織を変更した場合（有限会社⇒株式会社 等）
	ご記入いただく申請書類	名義変更申込書（改称）
	ご準備・ご同封いただく必要書類	次ページをご確認ください
	手数料	0円

【個人情報について】

本書面に記載いただいた個人情報については、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービス等の提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡、その他契約約款等に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS（顧客満足度）向上等のための施策（アンケート調査を含みます。）の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善その他NTT西日本の電気通信等に係る業務の実施に必要な範囲内で利用します。なお、お客様との電気通信サービス等に係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

・本書面に記載いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT西日本が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

・NTT西日本の契約約款等の規定又は個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

【お客様の本人確認のために、ご提出いただく書類に記載された個人情報の取り扱いについて】

「お客様の本人確認のためにご提示いただいた書面に記載の情報のうち個人情報に該当する項目」については、本人確認となる範囲内でのみ取り扱うものとします。ご提示いただいた書類は、手続き終了後、7年間保有し、その後廃棄処分いたします。

●ご記入内容に不備、または必要書類の不足等がございますとお手続きができませんので、本書を必ずお読みください。

必要書類の早見表 ※すべて写し可

	個人名義		法人名義		
	現契約者	新契約者	現契約者	新契約者	
譲渡	ア	+	イ	+	イ
承継	イ	+	ア	オ	
改称	ウ		カ		

※ご提出された書類は返却できませんので、原本、および返却が必要な書類は送付されないようご注意ください。

なお、お申し込み内容に不備があり、お客さまと連絡をお取りすることができない場合は、弊社が責任をもって破棄いたします。
※現契約者と新契約者全ての書類を同封していただきますようお願いいたします。

ア ご本人さまの確認書類

※氏名・住所・生年月日が確認できる書類（以下、①または②）

※有効期限のない公的証明書については、発行から6ヶ月以内のものに限る

① 1種類で証明できるもの（写真付）

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート※1、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード[顔写真あり]、マイナンバー「個人番号カード（表面）」※2 等

※1 所持人記入欄のコピーも併せてご提出ください。また、住所記載欄のない新型パスポート

（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は本人確認書類としてご利用いただけません。

※2 マイナンバー「通知カード（緑色）」は不可

② 2種類で証明できるもの

必須書類1点を含む 2点をご用意ください（【A】と【A】または、【A】と【B】）

【A】必須書類：資格確認書、国民年金手帳、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、母子健康手帳 等

※写しをご準備いただき、固有記号や番号等は黒塗りのうえ送付してください。

【B】補助書類：印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本・住民票・公共料金の領収証書 等

イ 現契約者の死亡の事実が確認できる書類

※現契約者の死亡年月日の記載があるもの

○死亡診断書 ○全部事項証明書（戸籍謄本） ○個人事項証明書（戸籍抄本）

○除籍謄本 ○住民票 ○法定相続情報一覧図（法務局発行のもの） 等

ウ お名前が変わった事実が確認できる書類

※有効期限のない公的証明書については、発行から6ヶ月以内のものに限る

○全部事項証明書（戸籍謄本） ○個人事項証明書（戸籍抄本）（新旧の姓が記載されているもの） 等

※運転免許証やパスポート（住所記載のあるもの）は、裏書等により名前が変わった事実が確認できる場合のみ可。

エ 法人格が確認できる書類

※有効期限のない公的証明書については、発行から6ヶ月以内のものに限る

○現在事項証明書 ○履歴事項全部証明書 ○印鑑証明書 ○登記簿謄（抄）本 ○地縁団体台帳 等

※現契約者・新契約者双方とも契約者名・住所等が確認できるもの。

※国又は地方公共団体の場合は、登記簿謄本（抄本）等に代わるものとして、お申し込みの意思が明記されている公文書等が必要です。

オ 合併・分割が確認できる書類

※有効期限のない公的証明書については、発行から6ヶ月以内のものに限る

○登記簿謄（抄）本 ○履歴事項全部証明書

※国又は地方公共団体の場合は、官報・公報等で可。

※確認書類が閉鎖事項証明書の場合、現在の法人を確認できる書類（現在事項証明書、履歴事項証明書、印鑑証明書のいずれか）が必要です。

カ 商号等が変わった事実が確認できる書類

※有効期限のない公的証明書については、発行から6ヶ月以内のものに限る

○登記簿謄（抄）本 ○履歴事項全部証明書（新旧の法人名と成立事実が記載されているもの）

※国又は地方公共団体の場合は、官報・公報等で可。

※確認書類が閉鎖事項証明書の場合、現在の法人を確認できる書類（現在事項証明書、履歴事項証明書、印鑑証明書のいずれか）が必要です。

自動車運転免許証・マイナンバーカード等

のりしろ

証明書コピー
(表)

のりしろ

証明書コピー
(裏)

マイナンバーカードの裏面は貼り付けないでください

証明書類に関する注意事項

※この用紙に収まらないサイズの書類は貼り付けず、そのまま送付してください。

※マイナンバーカードは表面のみが対象です。

法律上、カード裏面、通知カードはコピー及び送付が禁止されています。



※以下の書類は、必ず該当箇所をお客さまにて黒塗りのうえ送付してください。

- ・資格確認証：被保険者等の記号・番号・保険者番号・QRコード（記載がある場合）・枝番
- ・年金手帳：基礎年金番号
- ・住民票：住民票コード、マイナンバー（記載がある場合）



※ご提出された書類は返却できません。

原本及び返却が必要な書類は送付されないようご注意ください。

●封緘前に改めてご確認をお願いいたします。

- 必要な書類が揃っている
- マイナンバーカードの裏面・通知カードは入っていない
- 黒塗りが必要な書類の該当箇所に黒塗りをしている
- 原本・返却が必要な書類ではない
- 口座振替兼Myビリング申込書、クレジットカード支払兼Myビリング申込書がある場合同封していない（名義変更申込書送付先とは異なります）

①お手続きにあたって

1	ご記入内容に不備又は必要書類の不足等がございますとお手続きができません。 ボールペン等消えない筆記用具でご記入をお願いいたします。
2	弊社へ名義変更の書類をご返送いただく際は、お客さまのご希望により書留郵便等をご利用ください。 郵送に係る費用はお客さまのご負担となりますので、予めご了承ください。
3	名義変更申込書の記入欄①～③に名義変更をご希望される電話番号（利用休止番号）、お客さまID等をご記入ください。 なお、1枚の申込書により申し込みできる電話番号等は、ご契約者さまのお名前が同一のお電話番号等に限り ます。現ご契約者さま(または新ご契約者さま)のお名前が異なる場合は、それぞれの書類が必要ですので、 ご注意ください。 ※お申し込みの内容によっては、弊社よりご契約者さま等の委任状をお願いする場合があります。
4	申込書に記入されている電話番号が休止中の場合は、休止中加入電話等に対するお申し込みとして取り扱 いを行います。 その場合、「利用休止のお知らせ（電話回線の権利お預かり）」を送付いたします。 ただし、ひかり電話に番号ポータビリティを実施している利用休止中の電話加入権・利用権につい ては、「利用休止のお知らせ（電話回線の権利お預かり）」を送付いたしません。ご入用の場合はお問 合せください。
5	「ナンバー・ディスプレイ」、「ナンバー・リクエスト」の特別割引（月額利用料無料）をご契約中 で、名義変更により特別割引（月額利用料無料）の適用対象でなくなる場合は別途変更のお手 続きが必要です。P.1の【お問い合わせ先】へご連絡ください。

②電話帳掲載について

1	NTT西日本の電話帳サービスは、2026年3月末をもって全て終了いたしました。 お客さまの掲載情報については、NTT西日本以外の電話帳発行事業者が発行する電話帳に掲載 されることとなり、併せて電話番号案内サービス提供会社で案内されます。 ※ハローページは2023年2月末、タウンページ及び番号案内（104番）は2026年3月末にてサ ービス終了しております。 ※NTT西日本以外の電話帳、番号案内サービス提供会社への情報提供に関しては、 契約約款、 https://www.ntt-west.co.jp/tariff/ よりご契約サービスの約款をご確認ください。
---	--

③フレッツ光※をご利用中で、以下のサービスをご契約中のお客さまについて

※「フレッツ 光クロス」「フレッツ 光ネクスト」「フレッツ・光マイタウン」（いずれもインターネット接続サービス）の総称です。

1	「フレッツ・テレビ」をご利用中の場合、本お申し込みと併せてスカパーJSAT社へ名義変更 をお申し込みください。 ※「フレッツ・テレビ」はNTT西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サ ービス」と、スカパーJSAT社が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」により提供 していることから、スカパーJSAT社への名義変更のお申し込みが必要となります。
2	名義変更により「グループ通話定額」のサービス提供対象外となる場合、ご利用中の「グ ループ通話定額」は廃止となります。 ※「グループ通話定額」は、同一契約者名義のNTT西日本のひかり電話・ひかり電話 オフィスタイプ・ひかり電話オフィスA(エース)をグループ登録することにより適用され ます。
3	「フレッツ・あずけへる」に保存されているデータ・アドレス帳が承継先に引き継がれます。 必要に応じてお客さまにてデータを削除願います。 「フレッツ・あずけへる」をご解約される場合は、P.1の【お問い合わせ先】へご連絡くだ さい。
4	承継により「アクセスキー」が変更となります。新しいアクセスキーは名義変更完了後 に郵送される「フレッツアクセスサービスお申し込みのご案内」に記載されています。 ※アクセスキーは8桁の英数字からなり、お客さまIDとセットでユーザ認証等が必要な 場合に利用します。

④会員サイトについて ※「マイページ」は個人のお客さま向け、「ビジネスマイページ」は法人のお客さま向け会員サイトです。

1	「マイページ」をご利用いただくには、新ご契約者さまより「マイページ」の新規登録 を行ってください。 ※「マイページ」は、 https://cont-net.ntt-west.co.jp/init/emailValid より新規登録いただけます。
2	「ビジネスマイページ」をご利用いただくには、新ご契約者さまより新規登録を行っ てください。 ※現ご契約者さまが「ビジネスマイページ」ご利用中の場合、お手数ですが、現ご契 約者さまご自身にて退会手続きをお願いいたします。 ※新規登録は、 https://account.id.ntt-west.co.jp よりご登録いただけます。

⑤お手続きの対象となるご契約について

1	申込書に記載のある回線についてお手続きいたしますが、ご記入がなくてもご契約のある以下のケースについては名義変更が必要なことから、弊社にて同時にお手続きをさせていただきます。 <ご記入が無い場合においても、名義変更のお手続きを実施する組み合わせ> ◎「フレッツ光 クロス」「フレッツ光 ネクスト」⇔「ひかり電話」 ◎ひかり電話に番号ポータビリティを実施している利用休止中の電話加入権・利用権がある場合（同一名義かつ承継・改称の場合）
---	---

⑥電話等料金のお支払い方法について

1	NTTファイナンスの「おまとめ請求」をご利用中のお客さまは、 名義変更のお手続き完了後に、以下へご連絡をお願いいたします。 ◆NTTファイナンス おまとめ請求に関するお問い合わせ 0800-333-1000 ※受付時間:午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
2	新たに口座振替・クレジットカードによるお支払い、または現在とは異なる引き落とし口座・クレジットカードによるお支払いをご希望のお客さまは、 別途お申し込みが必要となりますので、名義変更のお手続き完了後に以下へご連絡をお願いいたします。 NTT西日本の固定電話から : 局番無し116 携帯電話、またはNTT東日本エリアから : 0800-2000116 ※受付時間:午前9時～午後5時(土日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く) ▼口座振替及びクレジットカード払いはインターネットからのお申し込みも可能です。 【口座振替】 https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/bank.html 【クレジットカード】 https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html なお、お手続きが完了するまでの期間は、書面での「料金請求書」によるお支払いとなる場合がございますので、予めご了承ください。
3	「フレッツ光」を個人名義でご契約のお客さまは、書面での「料金請求書」および「口座振替のご案内」の発行には手数料等のお支払いが必要です。(Web明細サービスへの移行手続き等により、手数料等のお支払いは不要となります) 詳しくは、 https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/notice/ をご確認ください。
4	「Myビリング」サービスをご利用中の場合、承継前のお支払い方法(口座振替・クレジットカード払い)をご継続希望のお客さまは、新たなパスワードが発行されますが、お手元に届くまで「Myビリング」サービスをご利用できない期間がございます。 また書面での「料金請求書」によるお支払いをご希望の場合、「Myビリング」サービスはご解約となりますので、予めご了承ください。
5	奇数月(1・3・5・7・9・11月)のご請求額が8,000円未満(税込)の場合、翌月の偶数月(2・4・6・8・10・12月)に2ヶ月分をまとめてご請求させていただきます。 ※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等、お客さまがご利用中のサービスによっては、ご請求額が8,000円未満(税込)でも毎月請求となる場合がございます。 詳細は弊社ホームページ https://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/kakugetsu/ をご確認ください。 ※請求額に関わらず、毎月のご請求を希望される、または2ヶ月まとめてのご請求を希望されるお客さまは、別途お手続きが必要です。 名義変更のお手続き完了後に、以下にお電話をお願いいたします。 ◆NTT西日本のご利用料金に関するお問い合わせ 0120-747488 受付時間:午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く ※現在の引き落とし口座・クレジットカードを継続される場合は、名義変更前の請求方法(翌月合算請求または毎月請求)が引き継がれます。
6	プロバイダーによる「NTT料金回収代行サービス」をご利用の場合、名義変更のお手続き完了後ご利用できなくなります。 ※プロバイダー料金とNTT料金をまとめて請求をご利用される場合は、必ずプロバイダーにお問い合わせください。
7	「通話明細記録」「通話明細記録の送付」をご利用中の場合は、ご解約となります。 (一部の電話料金割引サービスをご利用中の場合は「通話明細記録の送付」のみご解約となります。) 再度ご利用希望の場合は、料金請求書等に記載されております「料金お問い合わせ先」までご連絡ください。

⑦承継について

1	民法の規定に則った相続順位で承継していただくこととなります。 相続は契約者の死亡によって開始しますので、その時点での相続人が承継者となります。
---	--

